



米国税務 QI/FATCA 関連情報

新 QI 契約案を含む Notice 2016-42 の概要

アメリカ

2016 年 9 月 5 日

外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act: 以下「FATCA」) の開始に合わせ 2014 年 6 月 30 日から有効となっている現在の QI 契約 (歳入手続 2014-39 に含まれる。以下「2014 年 QI 契約」) は、2016 年 12 月 31 日に失効する。このため、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は通達 2016-42 (以下「本通達」) において、2017 年 1 月以降有効となる新 QI 契約案 (以下「2017 年 QI 契約案」) を公表した。本通達における変更は、修正を経て本年後半の歳入手続で最終版となり、2017 年 1 月 1 日以降に発効する QI 契約に適用される。本通達における重要点は、以下のとおり。

1. QI 契約の締結・更新について
2. コンプライアンス手続について
3. 租税条約適用のための手続の変更
4. 適格デリバティブディーラー (Qualified Derivatives Dealer: 以下「QDD」) に関する規定の整備

以下で、これらの概要を記す。

1. QI 契約の締結・更新について

外国金融機関 (Foreign Financial Institution: 以下「FFI」)、米国金融機関および米国決済機関の外国支店、外国決済機関、ならびに一定のその他の外国事業体 (Non-Financial Foreign Entity: 以下「NFFE」) が QI 契約を締結する資格を有する。属領金融機関および不参加 FFI は、QI 契約の締結を申請することができない。更なる適格要件は、参加

FFI における FFI 契約の遵守など、外国 (法) 人のステータスによって定まる。一定の事業体は、QDD 制度への参加のみを目的として、QI 契約を締結することができる。

新たに QI 契約締結を希望する者 (一定の NFFE および外国中央銀行を除く) は、まず、FATCA ポータルサイトにおいて、参加 FFI、登録みなし遵守 FFI、登録みなし遵守モデル 1 IGA FFI、直接報告 NFFE、または直接報告 NFFE のスポンサー事業体としての FATCA ステータスに加えて、グローバル仲介人識別番号 (Global Intermediary Identification Number: 以下「GIIN」) を取得済みでなければならない。その後、QI となるために、様式 14345「適格仲介人・源泉徴収外国パートナーシップ・源泉徴収外国信託ステータス申請書」を提出し、QI 契約を遵守するための適切なリソースおよび手続が存在することを立証しなければならない。QI 申請が承認された場合、IRS は承認通知および QI-EIN (QI Employer Identification Number) を付与する。新たな QI 契約は 3 年間有効となり、承認された場合、以下のとおり発効する。

- 3 月 1 日以前にされた場合、同年 1 月 1 日付
- 3 月 1 日より後に締結され、申請者がまだ報告対象となる支払を受け取っていない場合、同年 1 月 1 日付
- 3 月 1 日より後に締結され、申請者が報告対象となる支払を受け取っている場合、承認月の 1 日付

既存の QI は、FFI、直接報告 NFFE、または直接報告 NFFE のスポンサー事業体である場合、FATCA ポータルサイトを通じてその QI 契約を更新しなければならない。既存の QI が株主の代理での QI としての役割を果たしておらず、スポンサー事業体でもない NFFE である場合、FATCA ポータルサイトでの手続ができないため、外国仲介人プログラムに更新申請を提出して QI 契約を更新しなければならない。既存の QI が QDD としての役割を果たすことも希望する場合、様式 14345 で義務付けられるすべての QDD 関連情報を含む補足文書を提出しなければならない。既存 QI による契約更新はすべて、2017 年 3 月 1 日より前に行う必要がある。

2. コンプライアンス手続について

(1) 内部統制の宣誓 (Certification of Internal Control)

QI 責任者 (Responsible Officer: 以下「RO」) は、定期検証を実施した上で、定期的に内部統制の宣誓を行わなければならない。2014 年 QI 契約に含まれるコンプライアンス手続の影響に関し提起された懸念に対応するため、2017 年 QI 契約案では、RO が当該内部統制の宣誓を行う目的で、定期検証の結果に加えて、合理的な手続、過程、または検証に依拠することを認めている。また、RO は、外部の検証人を使用するか、または内部の検証人を使用するか、およびそれらのスコープをどのようにすべきかを決定することができる。宣誓を行う上で、RO は、何に依拠したかを文書化し、当該文書を、QI 契約が有効な期間維持しなければならない。

(2) 時期 (Timing)

QI は、宣誓対象期間の翌暦年の 7 月 1 日までに宣誓を行わなければならない。最初の宣誓対象期間は、2014 年 QI 契約およびそれに優先する歳入手続が有効である 3 年目の暦年に終了する期間である。したがって、2014 年 6 月 30 日が発効日である 2014 年 QI 契約を締結している QI において、最初の宣誓対象期間は 2017 年 12 月 31 日に終了するものとし、2018 年 7 月 1 日までに宣誓の実施を義務付けられる。

(3) 定期検証 (Periodic Review)

QI は、内部統制の宣誓を行う際に、QI 契約に基づく本人確認、源泉徴収、報告、および QDD 租税債

務(該当する場合)の義務に関する一定の事実情報 (factual information) を報告しなければならない。この事実情報については、2017 年 QI 契約案 Appendix I に規定されており、これらの情報の一部は、定期検証の一環として口座および取引のテストを通じて収集される。IRS は、「監査人 (Auditor)」を「検証人 (Reviewer)」に置き換え、定期検証を客観的に実施するための十分な独立性が存在する限り、定期検証を内部または外部の検証人が実施するよう RO が準備することができることと定めることで、定期検証において財務監査またはその他の監査証明契約の基準を満たす必要がないことを明確化した。さらに、検証における QI の柔軟性を向上させるため、IRS は段階的な検証計画を公表せず、代わりに各 QI が検証の目的を充足するための段階的な計画を作成することを求めている。

なお、事実情報の一部において、QI は、宣誓の時点および宣誓対象期間に有効な QI コンプライアンスプログラムを構築していることが求められているので、未構築の場合には早急な対応が必要となるので留意されたい。

(4) サンプリング (Sampling)

定期検証の対象とする口座について、2017 年 QI 契約案 Appendix II において一定のサンプリング方法を規定している。50 以上の QI 対象口座を有する QI は、少なくとも 50 の口座を検証しなければならない。一方で、QI の有する QI 対象口座が 50 未満の場合、そのすべてを検証しなければならない。検証担当者は、サンプリング方法を記録し、サンプルを再構成できなければならない。

(5) 免除 (Waiver)

一定の状況において、QI は定期検証の免除を申請することができるが、承認された場合であっても、定期的な宣誓とともに一部の事実情報の提出を義務付けられる。検証免除の申請が認められるために、QI は、以下のすべての要件を満たす必要がある。

- QI が、FFI であり、QDD を選択していない
- QI に関する連結コンプライアンスプログラム (Consolidated Compliance Program) の一員でない

- 宣誓対象期間内の各暦年について、報告対象金額が 500 万ドル(5,000,000 USD)を超えていない
- 宣誓対象期間内の各暦年について、期限内に様式 1042、1042-S、945、1099 および 8966 を提出済みである
- 2017 年 QI 契約案のセクション 10.02 および 10.03 に基づきすべての定期的な宣誓および定期検証に加えて、FATCA に従い義務付けられるすべての宣誓を完了している

QI は、RO が内部統制の定期的な宣誓を行う時点で免除申請を行うこととなる。IRS が免除を承認しなかった場合、QI は、定期検証実施のため不承認の日から 6 カ月間の延長を受けることができる。

(6) 時期 (Timing)

宣誓期間の最終年度に定期検証を実施することの困難さ(例:すべての QI が同時に定期検証を実施することによるリソースの制約)に関するコメントに対応して、2017 年 QI 契約案では、QI が誓約対象期間のどの年度(2015 年、2016 年、2017 年)に定期検証を行うか選択可能としている。ただし、QI が QDD としての役割も果たす場合、最初の定期検証は 2017 年に限定されており、選択は不可となっている。

3. 租税条約適用のための手続の変更

財務省および IRS は、源泉徴収義務者が受益者による租税条約の恩典の申請に関する一定の情報および宣誓を収集することを義務付けるよう、内国歳入法第 3 章に基づく財務省規則を修正する予定である。これに沿って、2016 年 4 月に発表された様式 W-8BEN-E は、該当する条約の恩典制限(Limitation on Benefits Article: 以下「LOB」)規定に関する受益者の宣誓を含めるよう改訂された。同様に様式 1042-S は、対応する LOB コードを報告する欄を含めるよう改訂されている。

このため、2017 年 QI 契約案では、口座所有者の条約に基づく恩典の申請を裏付ける目的で、QI が事業体から LOB 情報を収集するよう義務付ける(すなわち、改訂後の様式 W-8BEN-E、または証拠書類および租税条約表明文書)。租税条約に基づく軽減源泉税率を申請する事業体口座所有者の本人確認のために証拠書類を使用する QI は、より詳細

な LOB 情報を含めた租税条約表明文書を収集しなければならない。この情報収集の期限は、以下のとおり口座のステータスによって定まる。

- QI が 2017 年 1 月 1 日以降に事業体口座所有者のための口座を開設する、または本人確認書類を取得する場合、QI は新たな LOB 情報を収集しなければならない
- 口座が証拠書類により本人確認された既存口座の場合、QI は、2019 年 1 月 1 日までに LOB 情報を収集しなければならない(この日付より前に、QI が訂正済みの情報を取得することを義務付けられる状況の変化がある場合を除く)
- 口座が様式 W-8 により本人確認された既存口座の場合、当該様式は、その通常の有効期間まで依拠することができる(この日付より前に、QI が訂正済みの情報を取得することを義務付けられる状況の変化がある場合を除く)

(1) 認識基準 (Standards of Knowledge)

2017 年 QI 契約案では、新たに QI は LOB の申請に関して、事実の認識に従うことを求めている。加えて、条約に基づく恩典の申請の検証に関して、口座所有者(個人と事業体の両方)が、存在しない、または有効でない条約、よって IRS が維持管理する米国が租税条約を締結している国のリストに含まれない国の居住者について、条約に基づく恩典の申請があった場合、QI は条約に基づく恩典の申請が信頼性または正確性に欠けると知り得るものとみなされる。このルールの適用は、以下のとおり口座のステータスによって定まる。

- 有効な本人確認書類を QI が既に所有している既存口座について、原則的に状況の変化の発生時のみ適用される
- 既存事業体口座について、義務付けられた書面の LOB 表明文書を QI が取得した際にも適用される
- すべての新規口座について、口座開設時に適用される

4. 適格デリバティブディーラー(QDD)に関する規定の整備

2017 年 QI 契約案には、2015 年 9 月に公表された暫定規則および規則案で発表され、一定の QI が特

定の要件および義務に従い QDD としての役割を果たすことを認める新たな規定が含まれる。

本通達および 2017 年 QI 契約案では、2015 年 9 月 17 日付の暫定規則 § 1.871-15T(q) および § 1.1441-1T(e)(6) で公表されたとおり、871 条(m)に基づくみなし配当支払に適用される新たな QDD 制度を施行するための実質的なガイダンスおよび運用手順も規定する。QDD 制度は、QI が仲介人ではなく契約当事者として 871 条(m)取引に関する支払を受け取るか支払う場合に適用され、QDD である QI はそれらの支払に対する第一義的源泉徴収義務、報告義務、みなし配当支払の支払金額に対する受取金額の超過分の納税義務等を負うこととなる。なお、QDD 制度の導入によって適格証券貸付業者制度(QSL 制度)は廃止されるため、QDD 制度に置き換えられる。

おわりに

今回公表されたものは、現時点では案でしかないが、年内に、最終化され 2017 年から対応が求められる。2014 年 QI 契約ではなかった、検証の免除申請が公表されたのは、多くの証券会社にとって朗報といえよう。ただし、現時点でまだ QI コンプライアンスプログラムの構築が未了の金融機関が存在しており、それらの金融機関は、現状のルールどおりであれば、免除申請が認められない可能性がある。免除申請の対象とならない、金融機関についても、QI コンプライアンスプログラムの構築が未了の場合には、検証の際および QI 責任者の宣誓の際に問題を生じる可能性があるため、早期の対応が求められる。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatu.co.jp
アシスタントマネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohmatu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohmatu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。